

目的

総務省では、従来より無線局免許申請等に係る電子申請の普及・促進に取り組んでいるところであるが、電子申請における入力様式が書面の申請書等の様式と全く異なることから、免許人等にとって記載方法がわかりづらく、不備訂正等のために処理に時間を要していることが課題となっている。

今般、電子申請と書面申請の親和性を高めるために様式を変更するとともに、様式が定まっていない手続きにつき様式の明確化を行うことによって、電子申請の更なる普及を図るための制度整備を行うため、省令改正を行う。

また、免許人自らによる無線局の管理態勢の向上等を踏まえ無線局監理に係る規制緩和を併せて行うことにより、無線局に係る各種申請や運用について利便性の向上を図るための制度整備を併せて行う。

改正概要①

【省令:8省令の改正】

1 電波法施行規則

- ① パーソナル無線の廃止(第9条の3)
- ② 免許状掲示義務の一部廃止(第38条第2項)
- ③ 免許証票の廃止(第38条第3項)
- ④ 業務日誌の電子化(交信内容の音声による電磁的記録を可能とする)(第43条の5)
- ⑤ 電磁的方法により記録することができる提出書類等(FD申請)の廃止(第52条の2)

2 無線局免許手続規則

- ① 書面申請と電子申請との親和性を高めるため、申請書等を横様式から縦様式に変更(別表の様式類(4ページ以降を参照))
- ② 電子申請をより進めるため、様式が決まっていない変更申請、各種届出等の様式化と併せ、申請書の統合化
(第11条他で別表の様式を規定(4ページ以降を参照))
- ③ 再免許申請時に省略できる添付書類を拡大(事項書、工事設計書の省略:基幹放送局など一部の局種を除く)(第16条の3他)
- ④ 電子申請時における再免許申請期間の緩和(一部の局種について3か月前までの期間を1か月前までとする。)(第18条)
- ⑤ 高周波利用設備の規定の整理(第27条他)
- ⑥ 電磁的方法により記録することができる提出書類等(FD申請)の廃止(第32条)
- ⑦ 工事設計書の通過帯域幅の記載方法の緩和(別表第二号)

3 無線設備規則

パーソナル無線の廃止(第14条、第54条)

4 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

パーソナル無線の廃止に係る規定の整理(第2条、別表第1号他)

5 無線従事者規則

電磁的方法により記録することができる提出書類等の廃止(第97条)

無線局免許等手続きに係る簡素化等の概要（電波法施行規則等の改正）

改正概要②

【省令】

6 登録検査等事業者等規則

- ① 電磁的方法により記録することができる提出書類等の廃止（第24条）
- ② 電波法施行規則の改正による規定の整理（第22条他）

7 電波の利用状況の調査等に関する省令

電磁的方法により記録することができる提出書類等の廃止（第9条）

8 総務省関係法令に係る行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

電子申請の利用が低い手続について電子申請の廃止（別表（第3条関係））

【告示（新設1、改正6、廃止・新設6、廃止11）】

主な新設、改正、廃止・新設、廃止する告示は次のとおり。

<新設する告示>

- 再免許の申請を免許の有効期間満了前、一箇月以上六箇月を超えない期間に行うことができる無線局
(免許手続規則第18条第2項関連)

<改正する告示>

- 無線設備の設置場所の変更検査を受けることを要しないアマチュア局の無線設備（変更検査の緩和：昭和58年郵政省告示第532号）
- 簡易無線局の周波数及び空中線電力（パーソナル無線の廃止に伴う改正（平成6年郵政省告示第405号） 他4告示

<廃止して新設する告示（告示の根拠規定が変更になったことによる廃止・新設であり、告示内容には変更はない）>

- 電波法施行規則第42条の3の規定による安全通報の発信に関する報告手続（昭和44年郵政省告示第236号）
- 申請書及び業務計画の記載事項のうち、特に公表することが適当である事項を定める件（平成17年総務省告示第802号）
他4告示

<廃止する告示>

- 電波法施行規則第52条の2の規定による電磁的方法により記録し、提出することができる書類等並びにその記録及び提出方法
(平成11年郵政省告示第231号)
- 無線設備規則第54条第4号の規定に基づく900MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備の周波数を定める件
(平成5年郵政省告示第512号)
他9告示

【訓令】

- 電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）

改正省令等の施行時期

(※斜字体の施行は平成30年3月1日を予定する。)

1 電波法施行規則

- ① 第43条の5(電磁的方法により記録することができる書類)の改正の施行は、**平成30年3月1日**とする。
- ② 第38条第2項(免許状の掲示義務の廃止)の改正の施行は、**平成30年3月1日**とする。
- ③ 第38条第3項(免許証票の廃止)の改正の施行は、**平成30年3月1日**とする。
- ④ 第52条の2(電磁的方法により記録することができる提出書類等の廃止)の改正の施行は、**平成30年3月1日**とする。
- ⑤ 上記①から④以外の改正箇所は、**平成31年1月1日**とする。

2 無線局免許手続規則

- ① 第8章(雑則)第32条(電磁的方法により記録することができる提出書類等の廃止)の改正の施行は、**平成30年3月1日**とする。
- ② 上記①以外の改正箇所は、**平成31年1月1日**とする。

3 無線設備規則

改正箇所の施行は、**平成31年1月1日**とする。

4 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

改正箇所の施行は、**平成31年1月1日**とする。

5 無線従事者規則

目次、第10章(雑則)第97条(電磁的方法により記録することができる提出書類の廃止)の改正の施行は、**平成30年3月1日**とする。

6 登録検査等事業者等規則

- ① 目次、第24条(電磁的方法により記録することができる提出書類等の廃止)、別表第5号、別表7号の改正の施行は、**平成30年3月1日**とする。
- ② 上記①以外の改正箇所は、**平成31年1月1日**とする。

7 電波の利用状況の調査等に関する省令

第9条(電磁的方法により記録することができる提出書類の廃止)、の改正の施行は、**平成30年3月1日**とする。

8 総務省関係法令に係る行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

改正箇所の施行は、**平成31年1月1日**とする。

9 告示関係

- ① 「無線設備の設置場所の変更検査を受けることを要しないアマチュア局の無線設備」の告示の改正の施行は、**平成30年3月1日**とする。
- ② 「無線従事者規則第21条第1項第6号の規定に基づく養成課程の実施要領」の告示の改正の施行は、**平成30年3月1日**とする。
- ③ 電磁的方法により記録することができる提出書類等の廃止に関わる告示(5告示)の廃止の施行は、**平成30年3月1日**とする。
- ④ 免許証票の廃止に関わる告示(2告示)の廃止の施行は、**平成30年3月1日**とする。
- ⑤ パーソナル無線の廃止に伴う告示の改正の他、「告示の改正3、告示の新設1、告示の廃止・新設6、告示の廃止4」についての施行は、**平成31年1月1日**とする。

10 訓令関係

電波法関係審査基準の改正の施行は、**平成30年3月1日**とする。

様式の見直しの内容①

電子申請と書面申請との親和性を高め、電子申請の推進を図るため様式を次のとおり整備する。

- 1 書面申請の様式を「横」から「縦」に変更する。
- 2 これまで様式が定まっていなかった申請や廃止届等の様式を定め整備する。
- 3 類似の申請行為の様式は、できるだけ共通様式化を図る。（例：免許申請書・3様式から1様式）
- 4 様式番号については、類似の申請行為毎に整理する。

◎今回の様式見直しにより、以下のとおり申請等の様式を整備する。

一号	免許、登録、再免許、再登録の申請の様式
二号	事項書、工事設計書の様式
三号	工事落成延長申請、工事落成・工事完了届、開始届
四号	変更申請
五号	承継関係
六号	免許状、登録状、免許状等再交付、免許状等訂正

七号	廃止届
八号	特定基地局開設計画申請、開設計画
九号	高周波利用設備
十号	高周波許可状
十一号	外国無線局運用許可申請
十二号	承継関係無線局の運用特例届

無線局免許手続規則（50様式⇒55様式（新規16様式、18様式を共通化により8様式へ）

現行	現行	改正概要	改正案	改正案	備考
《申請書関係：8様式》			《4様式》		
免許(PA・AT)	一号	免許・再免許様式を一本化	免許・再免許	一号	免則3条、第16条第2項
免許(PA・AT除く)・再免許(AT等除く)	一号の二				
再免許(AT等)	一号の二の二				
特定無線局の免許・再免許	一号の三		特定無線局の免許・再免許	一号の二	免則20条の5第2項、20条の8第2項
登録	一号の四	個別登録で整理	登録・再登録	一号の三	免則25条の10第1項
再登録	一号の五				免則25条の14第2項
包括登録	一号の四	包括登録で整理	包括登録・包括再登録	一号の四	免則25条の17第1項
包括再登録	一号の五				免則25条の19第2項

様式の見直しの内容②

現行	現行	改正概要	改正案	改正案	備考
《事項書関係:6様式》			《5様式》		
基幹放送局	二第1		基幹放送局	二第1	免則4条、12条
固定局等	二第2		固定局等	二第2	免則4条、12条
船舶局等	二第3		船舶局等	二第3	免則4条、12条
航空機局等	二第4		航空機局等	二第4	免則4条、12条
衛星基幹放送局等	二第5	2号第5、6を一本化	衛星基幹放送局等	二第5	免則4条、12条
人工衛星局等	二第6				
《設計書関係:8様式》			《8様式》		
基幹放送局	二第1		基幹放送局	二第1	免則4条、12条
基地局等	二第2		基地局等	二第2	免則4条、12条
固定局	二第3		固定局	二第3	免則4条、12条
航空局等	二第4		航空局等	二第4	免則4条、12条
地球局等	二第5		地球局等	二第5	免則4条、12条
船舶局	二第6		船舶局	二第6	免則4条、12条
航空機局	二第7		航空機局	二第7	免則4条、12条
人工衛星局等	二第8		人工衛星局等	二第8	免則4条、12条
《事項書・設計書等:6様式》			《5様式》		
陸上移動局等	三第1		陸上移動局等	三第1	免則4条、12条
PA	三第2				
特定船舶局等	三第3		特定船舶局等	三第2	免則4条、12条
AT	三第4		AT	三第3	免則4条、12条
特定無線局	四		特定無線局	四	免則20条の6、20条の9、25条の2
登録局	五		登録局	五	免則25条の10第3項、25条の17第3項

様式の見直しの内容③

現行	現行	改正概要	改正案	改正案	備考
《その他:22様式》			《33様式》		
		新たに様式を整備	工事落成期限延長申請書	三号	免則11条第2項
		新たに様式を整備	変更申請書	四号	免則12条第2項、25条第1項
		新たに様式を整備	工事落成・工事完了届	三号の二	免則13条第2項、25条第5項
		新たに様式を整備	免許相続届 免許承継申請書	五号	免則20条の2第2項
免許承継申請書	三号	免許承継を一本化			免則20条の3第3項
免許承継申請書	四号				免則20条の3の2第3項
免許承継申請書	四号の二				免則20条の3の3第2項
免許状(基幹放送局)	五号		免許状(基幹放送局)	六号	免則21条第1項
免許状(基幹放送局、PA、AT以外)	五号の二		免許状(基幹放送局、AT以外)	六号の二	免則21条第1項
免許状(PA)	五号の三				
免許状(AT)	五号の四		免許状(AT)	六号の三	免則21条第1項
免許状(包括)	五号の五		免許状(包括)	六号の四	免則21条の2
		新たに様式を整備	免許状訂正申請書	六号の五	免則22条第2項
		新たに様式を整備	免許状・登録状再交付	六号の六	免則23条第2項、25条の22の2第2項
		新たに様式を整備	特定無線局運用開始期限延長申請書	三号の三	免則23条の2第2項
		新たに様式を整備	運用開始届、休止届	三号の四	免則24条第3項
包括免許開設・変更届	五号の五の二		包括免許開設・変更届	三号の五	免則24条の2第2項
包括免許開設・変更届	五号の五の三		包括免許開設・変更届	三号の六	免則24条の2第2項
		新たに様式を整備	廃止届	七号	免則24条の3第2項
		新たに様式を整備	特定無線局廃止届	七号の二	免則24条の4第2項
		新たに様式を整備	包括免許変更申請書	四号の二	免則25条の2第1項、25条の62第2項

様式の見直しの内容④

現行	現行	改正概要	改正案	改正案	備考
特定基地局開設計画認定申請	五号の六		特定基地局開設計画認定申請	八号	免則25条の4第3項
特定基地局開設計画	五号の七		特定基地局開設計画	八号の二	免則25条の4第3項
		新たに様式を整備	認定計画相続届出 認定計画承継申請	五号の二	免則25条の8(準用20条の2)
認定計画承継申請	五号の八	認定計画承継を一本化			免則25条の8(準用20条の3)
認定計画承継申請	五号の九				免則25条の8(準用20条の3の2)
		新たに様式を整備	登録局承継届出書	五号の三	免則25条の15第2項
登録状	五号の十		登録状	六号の七	免則25条の21第2項
		新たに様式を整備	登録状訂正申請書	六号の八	免則25条の22第2項
包括登録開設届	五号の十一		包括登録開設届	三号の七	免則25条の23第3項
		新たに様式を整備	登録局廃止届出書	七号の三	免則25条の24第2項
		新たに様式を整備	登録局変更登録申請書	四号の三	免則25条の25第3項
高周波許可申請	六号第1		高周波許可申請	九号	免則26条第2項
高周波許可申請添付書類	六号第2		高周波許可に係る添付書類	九号の二	免則26条第2項、29条第1項
高周波許可申請添付書類	六号第3		高周波許可に係る添付書類	九号の三	免則26条第2項、29条第1項
高周波許可状	七号		高周波許可状	十号	免則27条第1項
外国無線局運用許可申請	八号		外国無線局運用許可申請	十一号	免則31条第4項
			外国無線局運用許可申請書の添付書類の様式	十一号の二	免則31条第4項
無線局の運用特例届	九号		無線局の運用特例届	十二号	免則第31条の3第3項、31条の4、31条の5

様式の見直しの内容⑤

電波法施行規則（1様式➢5様式）

☆ 以下の様式は免許人からの行為（申請、届出）であり、施行規則では同様な行為は別表第五号関連（検査実施報告書の様式）にあり、類似行為として「別表第五号」の関連様式として様式番号を整理する。

現行	現行	改正概要	改正案	改正案	備考
点検実施報告書	五号の三	注の修正	点検実施報告書	五号の三	
		新たに様式を整備	記載事項変更届出書	五号の四	施則43条第5項
		新たに様式を整備	基幹放送局事業計画変更届出書	五号の五	施則43条の2第3項
		新たに様式を整備	基幹放送局事業収支結果報告書	五号の六	施則43条の2第3項
		新設（新たに様式を整備） ※現在、無線局免許等事務処理規程で定めているものを省令化	非常局の機能試験免除申請書	五号の七	施則43条の3第1項

登録検査等事業者等規則（1様式）

現行	現行	改正概要	改正案	改正案	備考
点検結果通知書	八号	注の修正等	点検結果通知書	八号	事業者規則第21条